

特別養護老人ホーム コート・スマイル利用料金表

入所日数:月/30日で計算 加算含む 地域区分(6級地)1単位 10.27円

段階	介護度	部屋	自己負担額内訳			合計
			負担額	食費	居住費	
第一段階 (境界層)	要介護1	個室	¥22,751	¥9,000	¥9,600	¥41,351
		多床室			¥0	¥31,751
	要介護2	個室	¥25,178	¥9,000	¥9,600	¥43,778
		多床室			¥0	¥34,178
	要介護3	個室	¥27,711	¥9,000	¥9,600	¥46,311
		多床室			¥0	¥36,711
	要介護4	個室	¥30,140	¥9,000	¥9,600	¥48,740
		多床室			¥0	¥39,140
	要介護5	個室	¥32,534	¥9,000	¥9,600	¥51,134
		多床室			¥0	¥41,534
第二段階	要介護1	個室	¥22,751	¥11,700	¥12,600	¥47,051
		多床室			¥11,100	¥45,551
	要介護2	個室	¥25,178	¥11,700	¥12,600	¥49,478
		多床室			¥11,100	¥47,978
	要介護3	個室	¥27,711	¥11,700	¥12,600	¥52,011
		多床室			¥11,100	¥50,511
	要介護4	個室	¥30,140	¥11,700	¥12,600	¥54,440
		多床室			¥11,100	¥52,940
	要介護5	個室	¥32,534	¥11,700	¥12,600	¥56,834
		多床室			¥11,100	¥55,334
第三段階①	要介護1	個室	¥22,751	¥19,500	¥24,600	¥66,851
		多床室			¥11,100	¥53,351
	要介護2	個室	¥25,178	¥19,500	¥24,600	¥69,278
		多床室			¥11,100	¥55,778
	要介護3	個室	¥27,711	¥19,500	¥24,600	¥71,811
		多床室			¥11,100	¥58,311
	要介護4	個室	¥30,140	¥19,500	¥24,600	¥74,240
		多床室			¥11,100	¥60,740
	要介護5	個室	¥32,534	¥19,500	¥24,600	¥76,634
		多床室			¥11,100	¥63,134
第三段階②	要介護1	個室	¥22,751	¥40,800	¥24,600	¥88,151
		多床室			¥11,100	¥74,651
	要介護2	個室	¥25,178	¥40,800	¥24,600	¥90,578
		多床室			¥11,100	¥77,078
	要介護3	個室	¥27,711	¥40,800	¥24,600	¥93,111
		多床室			¥11,100	¥79,611
	要介護4	個室	¥30,140	¥40,800	¥24,600	¥95,540
		多床室			¥11,100	¥82,040
	要介護5	個室	¥32,534	¥40,800	¥24,600	¥97,934
		多床室			¥11,100	¥84,434

上記金額に含まれる加算の内容

- | | | | |
|-------------------|--------|--------------------|------------|
| ①福祉施設看護体制加算(Ⅰ口) | 4単位/日 | ⑦褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) | 3単位/月 |
| ②福祉施設看護体制加算(Ⅱ口) | 8単位/日 | ⑧協力医療機関連携加算 | 100単位/月 |
| ③福祉施設夜間職員配置加算(Ⅰ口) | 13単位/日 | ⑨高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) | 10単位/月 |
| ④日常生活継続支援加算(Ⅰ) | 36単位/日 | ⑩介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の8.3% |
| ⑤科学的介護推進体制加算(Ⅰ) | 50単位/月 | ⑪介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の2.7% |
| ⑥排せつ支援加算(Ⅰ) | 10単位/月 | ⑫福祉施設ベースアップ等支援加算 | 所定単位数の1.6% |

※ 上記加算以外にも、対象者・対象月のみ算定する加算があります。

その他主な全額自己負担費用(対象者のみ)

理美容代、日用品代、病院受診費用、薬局費用、歯科受診費用、その他利用者様の状況・状態に応じて負担いただく場合があります。

※生活保護受給者は一部負担額が発生する場合があります。(詳細は生活福祉課の担当者へお問い合わせください)

- ⑬:介護職員等特定処遇改善等は、合計単位数にそれぞれを乗じた数字になり、利用日数によって誤差があります。
- ⑭:利用者負担額は、総単位数×10.27(地域加算)の1割負担で計算しています。なお、実際の自己負担額は一か月ごとに国の定める計算方式により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

「介護保険負担限度額認定証」の第一段階～第三段階②は、所得等に応じて異なりますので各市町村にてご確認後、ご提示をお願いいたします。

特別養護老人ホーム コート・スマイル利用料金表

入所日数:月/30日で計算 加算含む 地域区分(6級地)1単位 10.27円

割合	介護度	部屋	自己負担額内訳			合計
			負担額	食費	居住費	
1割負担	要介護1	個室	¥22,751	¥43,350	¥35,130	¥101,231
		多床室			¥25,650	¥91,751
	要介護2	個室	¥25,178	¥43,350	¥35,130	¥103,658
		多床室			¥25,650	¥94,178
	要介護3	個室	¥27,711	¥43,350	¥35,130	¥106,191
		多床室			¥25,650	¥96,711
	要介護4	個室	¥30,140	¥43,350	¥35,130	¥108,620
		多床室			¥25,650	¥99,140
	要介護5	個室	¥32,534	¥43,350	¥35,130	¥111,014
		多床室			¥25,650	¥101,534

2割負担	要介護1	個室	¥45,501	¥43,350	¥35,130	¥123,981
		多床室			¥25,650	¥114,501
	要介護2	個室	¥50,356	¥43,350	¥35,130	¥128,836
		多床室			¥25,650	¥119,356
	要介護3	個室	¥55,421	¥43,350	¥35,130	¥133,901
		多床室			¥25,650	¥124,421
	要介護4	個室	¥60,279	¥43,350	¥35,130	¥138,759
		多床室			¥25,650	¥129,279
	要介護5	個室	¥65,067	¥43,350	¥35,130	¥143,547
		多床室			¥25,650	¥134,067

3割負担	要介護1	個室	¥68,251	¥43,350	¥35,130	¥146,731
		多床室			¥25,650	¥137,251
	要介護2	個室	¥75,534	¥43,350	¥35,130	¥154,014
		多床室			¥25,650	¥144,534
	要介護3	個室	¥83,132	¥43,350	¥35,130	¥161,612
		多床室			¥25,650	¥152,132
	要介護4	個室	¥90,418	¥43,350	¥35,130	¥168,898
		多床室			¥25,650	¥159,418
	要介護5	個室	¥97,600	¥43,350	¥35,130	¥176,080
		多床室			¥25,650	¥166,600

④:利用者負担額は、総単位数×10.27(地域加算)のそれぞれの割合で計算しています。なお、実際の自己負担額は一か月ごとに国の定める計算方式により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

上記金額に含まれる加算の内容

(1割・2割・3割)

- | | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|-----------------|
| ①福祉施設看護体制加算(I口) | 4・8・12単位/日 | ⑦褥瘡マネジメント加算(I) | 3・6・9単位/月 |
| ②福祉施設看護体制加算(II口) | 8・16・24単位/日 | ⑧協力医療機関連携加算 | 100・200・300単位/月 |
| ③福祉施設夜間職員配置加算(I口) | 13・26・39単位/日 | ⑨高齢者施設等感染対策向上加算(I) | 10・20・30単位/月 |
| ④日常生活継続支援加算(I) | 36・72・108単位/日 | ⑩介護職員処遇改善加算(I) | 所定単位数の8.3% |
| ⑤科学的介護推進体制加算(I) | 50・100・150単位/日 | ⑪介護職員等特定処遇改善加算(I) | 所定単位数の2.7% |
| ⑥排せつ支援加算(I) | 10・20・30単位/日 | ⑫福祉施設ベースアップ等支援加算 | 所定単位数の1.6% |

※ 上記加算以外にも、対象者・対象月のみ算定する加算があります。

その他主な全額自己負担費用(対象者のみ)

理美容代、日用品代、病院受診費用、薬局費用、歯科受診費用、その他利用者様の状況・状態に応じて負担いただく場合があります。

※令和6年5月より食費の価格改定と個別電気使用料金の請求が発生するため、利用料金が変更となります。